

## 国立公園における地場産品等の提供促進事業実施要領

### 第 1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園における地場産品等の提供促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、日本の国立公園ならではの「食」「お土産」の開発、高付加価値化等を支援し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### 第 2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第 1 に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### 第 3 補助金の交付事業

#### （ 1 ）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第 1 第 1 欄及び第 2 欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、別表第 2 第 1 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

#### （ 2 ）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 特定非営利活動法人

オ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

カ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構

キ 法律により直接設立された法人

ク 民間企業等で構成する協議会、組合その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

#### （ 3 ）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、間接補助事業の総事業費から寄付金その他の収入を差し引

いた額、別表第2の第1欄に掲げる間接補助対象経費の支出予定額及び第2欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第3欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」による寄附については、総事業費から控除せず算出することができる。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等

ウ 間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)

エ 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第16条並びに第17条に準じた事項及び本実施要領第4で定める事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準(案)を作成し、自然環境局長と協議して審査基準を決定する。なお、審査基準(案)の作成に当たっては、別表第4に掲げる事項を加点要素に加えるものとする。

補助事業者は、自然環境局長と協議の上、間接補助金交付先の採択を行う。

補助事業者は、に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更(軽微な変更である場合を除く)が生じた場合は、及びに準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補

助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助事業の完了後の3年間の期間について、事業効果及び国立公園における地場産品等の提供の促進に係る進捗等に関する事業報告書を環境省が指定する者に定期的に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難しい事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容
<p>国立公園における地場産品等の提供促進事業</p>	<p>国立公園内に係る地域で生産される地場産品に係る以下の事業。            地域一体となった観光商品・体験プログラムの開発、高付加価値化に係るコンサルティング、事業計画の策定            テストマーケティングまたはファムトリップの実施等、事業実施に向けて必要な調査            公園事業施設（ホテル、売店）等における販売ネットワークの体制構築に係る検討            インバウンド対応を目的とした、開発した「商品」、「お土産」の素材・資源に係る歴史や文化、国立公園の自然の紹介をするパンフレットやホームページ等の情報発信媒体の多言語化、キャッシュレス化及び多言語対応を行うための人材の確保及び研修の開催            国立公園の景観保全等、環境保全型の事業を推進するために必要な調査</p>

別表第2 間接補助対象経費及び交付率

1 間接補助対象経費	2 基準額	3 交付率
<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費(諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、社会保険料、雑役務費、資材購入費をいい、内容については、別表第3に定めるものとする。)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(地方公共団体が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び社会保険料を除く。)</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>1 / 2</p>

別表第3 業務費の区分と内容

費目	細分	内容
人件費	人件費	事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費
業務費	諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
	旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
	備品費	概ね単位が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
	消耗品費	概ね単位が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
	通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
	借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
	会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
	賃金	日々雇用者に対する賃金
	社会保険料	事業を行うために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいう。
	雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
	資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。

別表第4 審査基準案における加点要素

経費区分	内容
1．環境省主要施策との関連	<p>・国立公園満喫プロジェクトの対象地域として選定された国立公園<sup>1</sup>又は準じる公園として選定された国立公園<sup>2</sup>内の地域において実施される事業であること。</p> <p>1の国立公園は以下のとおり。                      阿寒摩周国立公園                      十和田八幡平国立公園                      日光国立公園                      伊勢志摩国立公園                      大山隠岐国立公園                      阿蘇くじゅう国立公園                      霧島錦江湾国立公園                      慶良間諸島国立公園</p> <p>2の国立公園は以下のとおり。                      支笏洞爺国立公園                      富士箱根伊豆国立公園                      中部山岳国立公園</p> <p>・環境省や地方公共団体の協定など、公的な位置づけのある活動であること。                      ・その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等に依拠した活動と連携がなされていること。</p>
2．地域資源の持続的な活用	<p>・その地域ならではの資材や資源、魅力を活かした事業等、地域資源の持続的な活用に資する活動を含む事業計画となっていること。</p>
3．自然環境の保全	<p>・地場産品の生産が景観保全に直結した事業又は地場産品の売り上げの一部が国立公園の景観保全に活かされる事業となっている等、良好な自然環境の保全に資する事業計画となっていること。                      ・事業内容に自然環境への負荷を低減する取組が記載されている等、環境保全に配慮した事業計画となっていること。</p>
4．活動の効果	<p>・活動の目的と数値目標が適切に設定され</p>

	ていること。
5．活動の広範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的にモデルとなるようなものでこと。</li> <li>・事業実施主体の活動及び事業費の規模が適正なものであること。</li> </ul>
6．活動の発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。</li> </ul>